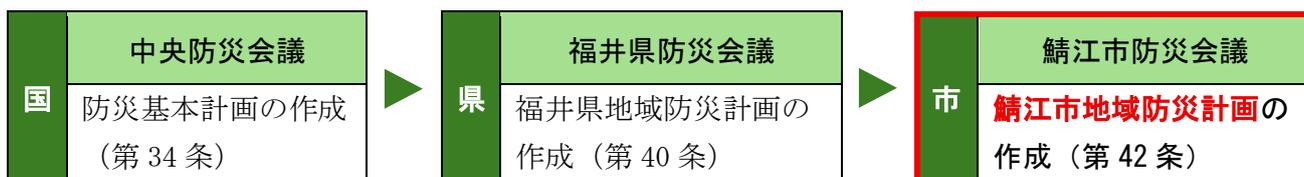


鯖江市地域防災計画(案)【概要版】

●目的

鯖江市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、災害に強いまちづくりを目指して、市や防災関係機関の果たすべき役割を定めた、市の防災行政の根幹となる計画になります。本計画は、毎年、必要に応じて見直しを行っています。

●災害対策基本法に定められる防災計画の体系



●想定する災害

風水害

全国的に集中豪雨が増えてきており、本市においても台風や浸水による被害が発生する危険性があります。



土砂災害

本市は山地に囲まれているため、山沿いでは、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性があります。



地震災害

近年、全国で地震が多発しており、本市においても大規模な地震が発生する可能性があります。



原子力災害

本市は原子力発電所から 30km 圏内に位置しており、発電所で事故が起きた場合、本市にも放射性物質などの影響が及ぶ可能性があります。



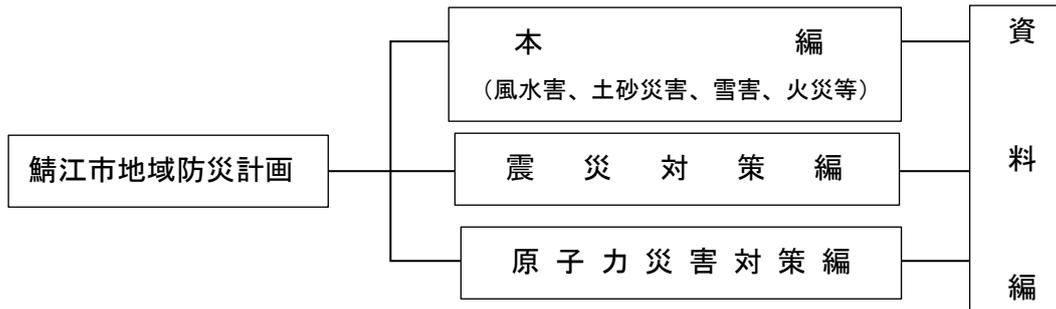
その他

その他、市では雪害、危険物の爆発や山林の大規模火災などの災害が想定されます。



● 計画の構成

鯖江市地域防災計画は本編、震災対策編、原子力災害対策編から構成されます。



● 改定の概要

令和6年能登半島地震を踏まえ、防災基本計画が改定されたことを受け、令和7年6月に福井県地域防災計画が改定されました。本計画では、その内容を反映するとともに、市の各部・各課の役割について見直しを行いました。あわせて、指定避難所および指定緊急避難場所についても再検討を行っています。

さらに、令和7年7月に実施された防災基本計画の改定についても反映したほか、新たに「震災対策編」を作成し、地震災害への対応をより明確に整理しています。

1 福井県地域防災計画の改定に伴う修正

(1) 令和6年6月の防災基本計画改定に伴う反映

修正項目	修正内容	該当計画
道路管理者と生活インフラ事業者との連携	市は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。	[本編] [震災対策編]
応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化	市は、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。	[本編] [震災対策編]
在宅避難者、車中泊避難者に対する支援	市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。	[本編] [震災対策編]
避難所における家庭動物の飼養に関する資材の整備	市は、指定避難所等において、家庭用動物の飼養に関する資材の整備を図る。	[本編] [震災対策編]

(2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

修正項目	修正内容	該当計画
快適なトイレの設置への配慮	指定避難所等の生活環境を確保するため、簡易トイレ、トイレカー等の快適なトイレの設置に配慮するよう努める。	[本編] [震災対策編]
感震ブレーカーの普及促進	市および鯖江・丹生消防組合消防本部は通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置を推進する。	[震災対策編]

2 鯖江市独自の修正

(1) 鯖江市の実状を踏まえた修正

修正項目	修正内容	該当計画
庁内の実状に応じた災害時業務の事務分掌の見直しと明確化	通常業務をベースに災害時の事務を課単位で割り当てた。	[資料編]
他自治体から応援を受け入れるための受援体制の整備	市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、「鯖江市受援計画」を策定する。	[本編] [震災対策編]
指定避難所、指定緊急避難場所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 施設を指定避難所に追加 ・ 地区公民館を指定緊急避難場所に追加 ・ 都市公園を指定緊急避難場所に追加 	[資料編]
鯖江市地域防災計画「震災対策編」の作成	地震対策に特化した部分を本編から独立させ、「震災対策編」を作成した。	[震災対策編]
原子力災害対策本部の構成員の見直し	災害対策本部の構成との整合性を図った。	[原子力災害対策編]
「もんじゅ」および「ふげん」を対象から除外	敦賀発電所 2 号機のみを鯖江市に関連する原子力事業所とした。	[原子力災害対策編]
章節体系の見直し	福井県地域防災計画に準じた章節体系とした。	[本編] [震災対策編] [原子力災害対策編]

(2) 令和 7 年 7 月の防災基本計画改定に伴う修正

修正項目	修正内容	該当計画
避難所でのこども・若者の居場所の確保および多様性を意識した避難所の環境整備	市は、避難所の運営における女性や子育て世代の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。	[本編] [震災対策編]
災害中間支援組織との連携	専門ボランティアの派遣に関しては中間支援組織等との連携に努める。	[本編] [震災対策編]
林野火災対策の推進	鯖江・丹生消防組合消防本部は、林野火災の特徴を踏まえ、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした効果的な林野火災対策を推進する。	[本編]

● 災害別の市の体制

		風水害、土砂災害、雪害、火災等	地震災害	原子力災害
市の体制	注意体制	本部員会議	—	—
	警戒体制	水防本部、雪害対策本部等	災害警戒本部	原子力災害警戒本部
	非常体制 緊急体制	災害対策本部	災害対策本部	原子力災害対策本部

● 計画の概要

本 編

■ 危機管理体制

風水害や雪害など、発生を予測できる災害については、事前の気象情報等に基づいた配備体制を明記しています。状況に応じた適切な災害対策本部の設置や、避難所を迅速に開設するための手順を明確化することで、初動対応の遅れを防止し、被害の軽減を図ります。



■ 計画の構成

[災害予防計画]

「災害に強いまち」を目指し、危機管理体制の整備や市民への普及啓発を実施するための計画

[災害応急対策計画]

発災時の本部設置基準や職員参集、避難所運営、応急復旧措置など、現場の最前線で被害拡大を食い止めるための具体的な動きを定めた計画

[災害復旧・復興計画]

被災者の生活再建支援を軸に、市全体のインフラ復旧と、将来の災害を見据えた「防災力の高いまちづくり」への復興を推進するための計画

震災対策編

■ 危機管理体制

地震は事前の予知が困難であることから、本計画では「震度」を基準とした配備体制を明記しています。被害規模に応じて適切に災害対策本部を設置し、職員の参集を行うことで、初動の空白時間を生じさせることなく、迅速な救助・救援活動につなげます。

■ 計画の構成

[災害予防計画]

ハード・ソフト両面から「倒れない、燃えないまちづくり」推進のため、耐震補強や家具の固定、出火防止対策などの市民への普及啓発を定めた計画

[災害応急対策計画]

突発的な発災に直面した際、観測震度に基づいて本部を設置し、市の総力を挙げて迅速に応急活動（救出・救護、避難所開設、緊急物資輸送等）を展開するための計画

[災害復旧計画・復興計画]

被災者の生活再建を最優先に、道路・ライフラインの復旧から、将来の災害に強い都市基盤の再構築（復興）までを段階的に進める計画



原子力災害対策編

■ 危機管理体制

原子力災害が発生した場合に備え、発電所所在市町の震度や国からの通報内容に応じた配備体制を明記しています。被害規模に応じて市役所に原子力災害対策本部を設置するとともに、原子力防災センターに現地災害対策本部を設置し、相互に連携を図ります。これにより、住民の避難等の防護措置を適切に実施します。

■ 計画の構成

[原子力災害事前対策]

不測の事態への備えを強化するため、緊急時の体制整備、実戦的な防災訓練への参加および放射線に関する正しい知識の普及啓発を実施するための計画

[緊急事態応急対策]

事故発生報告を受けた際の市の配備体制や、放射線量等の状況に応じた住民の具体的な避難行動を定めた計画

[原子力災害中長期対策]

避難指示等の規制が緩和された後における、被災者の生活再建支援および市全体の復旧・復興に向けた中長期的な取り組みについて定めた計画

